いじめ防止等のための
基本的な方針

サレジアン国際学園小学校
SALESIAN INTERNATIONAL PRIMARY SCHOOL

サレジアン国際学園小学校いじめ防止基本方針

１　いじめ防止等に関する基本的な姿勢

本校は理性・宗教・慈愛に基づく「予防教育法による全人間教育」を行うために設立されたカトリック・ミッションスクールです。「いつも子どもとともに」という「アシステンツァ」の精神の実践を通していじめ防止に努め、聖母マリアの清楚な姿を理想とし、明朗で素直な、そして堅固な意志力を持った子どもに育て、その可能性を信じて成長させる役割を担っています。心遣いのできる子、また自身の成長のために何事にも向上心を持って取り組み、晴れやかな心ですごせる子を育てていきたいと考えます。カトリック学校に奉仕する教職員も、同じ愛の道に招かれ児童を導くという使命を担っています。

その観点から、本校では、心身の健全な成長および人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ、教育を受ける権利を著しく侵害するいじめに対しては、毅然とした態度で臨みます。

したがって、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め、いじめ防止等のための対策を行います。また、児童が多くの人々と関わり、多くの人の目で見守られるよう、学校を中心として家庭や地域との関係づくりに努め、関係機関との連携を強化していきます。

２，定義

（１）いじめの定義

【法第２条１項目】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの態様

身体的な暴力：殴る、蹴る、突き飛ばす、痛いことをする、物を投げつける

心理的な攻撃・仲間はずれ：悪口、冷やかし、無視、陰口、仲間外れ、大勢で囲む

物品の損壊・強要：持ち物を隠す、汚す、壊す、捨てる、金品を要求する、万引きなどを強要する

ネット上のいじめ：SNS（LINE やメール等）での誹謗中傷、グループからの排除、悪口を書き込む。

いじめられている児童にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識し、

早急に指導にあたる。

（３）いじめが「解消している」状態の定義

平成２９年３月に「いじめの防止のための基本的な方針」が改訂され、いじめが「解消している」状態について、以下のとおり明記された。（一部抜粋）

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ るものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が 必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、本校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

３，防止基本方針の安定等

（１）いじめ防止基本方針の策定

（ア）いじめ防止

①いじめ対策委員会の設置

（趣旨）

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめ対策委員会を設置する。

（構成）

校長・教頭・教務部長・生活指導部・養護教諭・（学園カウンセラー）

（設置期間）

いじめ防止対策委員会は常設の機関として、いじめを未然に防ぐために必要なことを校長に報告し、指示を仰ぐ。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

・ いじめ防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
・ いじめの相談、通報窓口に関すること。
・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有に関すること。
・ その他いじめ等に関すること。

②いじめについての共通理解
「いじめはしない、させない、許さない」雰囲気を学校全体として醸成していく。
いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

③いじめ防止等への啓発活動
児童、保護者および教職員に対して、インターネットやＳＮＳ等を通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

④宗教教育および体験活動等の充実
児童に対して、いじめ防止等のために、宗教教育および体験活動等の充実を図る。

⑤教職員の資質向上に係る措置
教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等によりいじめについての認識を高め、資質の向上を図る。

⑥学校の教育活動全体を通しての指導
相手を思いやり、人の嫌がることをしないことはもちろん、相手が喜ぶことを進んで行う気持ちを育て、共に連帯して生きる心の教育を行う。

（イ）いじめの早期発見
①相談体制の整備
児童および保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制があることを認識させる。何か心配な状況があった場合には、まずは担任や専科教員に相談する。
相談しにくい場合には、以下の順番で相談できる。
窓口・・担任→学年主任→生活指導部長→教頭→校長

②学校内において
【定期的な記名調査で心の中をつかむ】
・ 「学校生活調査」を行い、児童の生活の様子をつかむ。調査時期は、５月、６月、10 月、11 月、１月、２月の６回行う。

・調査結果に基づき、学校生活に不安を抱いている児童には、個人面談を行い、詳細を担任や副担任が把握する。状況により複数の教員で対応する。
・いじめの案件については、基本的には担任が聞き取りを行い、いじめられていると感じている児童の心理状況に寄り添う。いじめをした児童にどんな指導をしたか内容を記録に残し、卒業まで保管する。
・双方で話し合うことが必要になった時は、いじめられている児童に寄り添い、その児童の様子に気を配り、相手からの不適切な行いが続かないように注意して見て行く。
・いじめへの謝罪が行われていない場合は、教員立会いの下で謝罪させ、二度と行わないように指導する。その後、継続していないか様子をよく見る。

【日々の観察】
（休み時間等）
・休み時間一人で過ごしている児童や暗い表情をしている子どもがいたら、気にかけて声をかける。
・子どもとの対話や関わりを大切に、できるだけ児童とともに過ごし、喜びを共有する中で、信頼関係を築く。
・下校時、誰と帰るかなどにも気を配り、気になる子どもがいたら声をかけ、心の状態をとらえる。

（子どもからの情報）
・児童からの申し出があった時には、まずは該当児童の様子をよく観察する。その後、該当児童にも聞き取りを行い、子ども同士の情報も大切に扱う。
・いじめられていると感じている児童については、学年や副担任をはじめとし、他の教職員にも情報を共有し、複数の目で観察し、本人が安心して生活できる環境に配慮する。

（日記などでの様子）
・日記などに書かれている内容や日頃のつぶやきなどに目を留め、気になる表現があるときは、直接話を聞く。

（保護者からの訴え）
・保護者からの相談や訴えがあったときは、速やかに事実の確認を行い、本人を含め、該当児童に聞き取りを行いながら、早急に対応していく。
【全教職員への報告】
いじめが疑われるような児童の様子等に気づいた教職員（教員以外も含む）は、必ず委員会に報告する。その際責任は問われない。また、職員間で情報を共有し、該当

児童を守って行く。

③いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

児童、保護者および教職員等から、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、児童がいじめをうけていると思われる時はいじめ対策委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

４，　いじめの対処

（１）事実の有無の確認を行うための措置

（ア）事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聴き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。

（イ）学校の設置者への報告

調査結果について、重大案件については、学校法人（理事長）に報告する。

（２）いじめがあったことが確認された事案への措置

（ア）いじめを受けた児童への対応

- いじめをやめさせ、またその再発を防止するために、いじめを受けた児童によく話を聞き、該当児童またはその家族に対する支援を行う。
- 必要に応じて、いじめを受けた児童またはいじめを行っていた児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

（イ）いじめを行った児童への対応

- いじめをやめさせ、またその再発を防止するために、いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を行う。
- 複数の教員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家などの外部の協力も得て、いじめをやめさせるための措置を取る。
- 指導や助言に従わなかったり、悪質ないじめを行ったことが明白になった場合は、いじめを行った児童に対して学校として、適切な処分を行うことがある。

（ウ）保護者間での情報の共有等

いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめ対策委員会はいじめの事案に関わる情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置をとる。

（エ）警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と扱われるべきであるものと認めるときは、赤羽警察署と連携して対処するものとする。

５　重大事態への対処

（1）重大事態調査委員会の設置

（趣旨）

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処および重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」とする。）を学校に設置する。

（構成）

校長、教頭、推進委員・養護教諭・（学園カウンセラー）

必要に応じその他の教員、外部専門家、弁護士等

（設置期間）

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

（所掌事項）

調査委員会は、重大事態に関わる事実関係を明確にするために、調査を行う。

（2）学校は法人事務局とも連絡を取りながら、事態の解決に当たる。

（3）いじめを受けた児童および保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた児童および保護者に対し事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた児童及び保護者からの申し立てがあったときに適切かつ迅速に対応する。

（4）学校の設置者及び東京都「私学部」への報告等

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び東京都「私学部」に、その旨を報告する。⇒教頭が報告

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び東京都（私学部）と連携、協力して対応する。

６　学校基本方針の評価

委員会を中心として、全職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図り、いじめ防止基本方針が機能しているか点検する。

本方針を保護者に公表する。

７　いじめへの対処に係る流れ　別紙のとおり

別紙　「いじめ重大事態」の対処に係る流れ

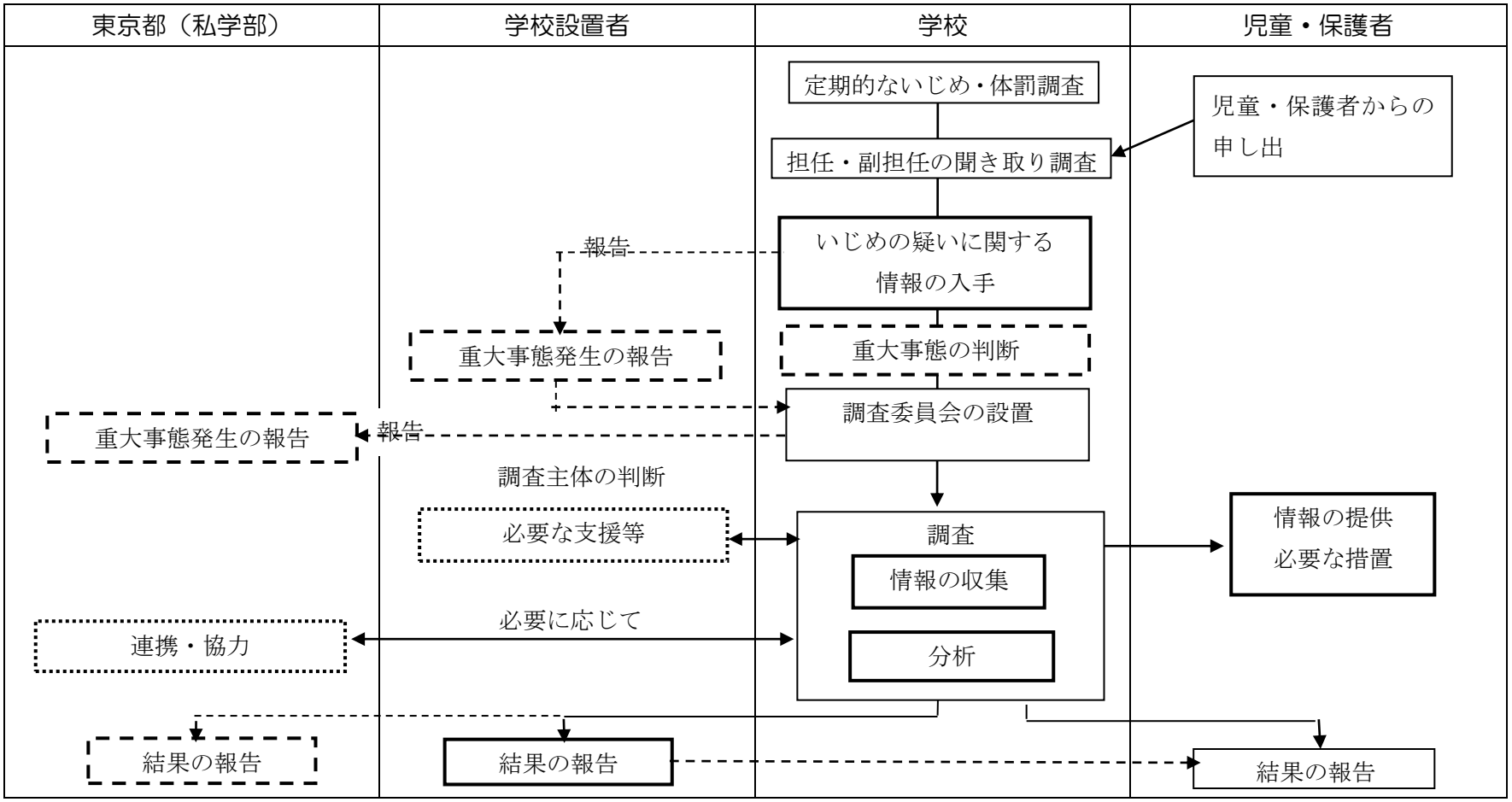

※ ------- ━ ━ ━ 重大事態への対処に係る事項